

令和 6 年 6 月

第 21 回尼崎市議会定例会議案

目 次

< 予算 >

- 議案第 5 3 号 令和 6 年度尼崎市一般会計補正予算（第 2 号）
議案第 5 4 号 令和 6 年度尼崎市特別会計地方卸売市場事業費補正予算（第 1 号）

< 条例 >

- 議案第 5 5 号 尼崎市市税条例の一部を改正する条例について
議案第 5 6 号 尼崎市高齢者乗合自動車運賃助成条例の一部を改正する条例について
議案第 5 7 号 尼崎市児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営の基準等を定める条例の一部を改正する条例について
議案第 5 8 号 尼崎市社会福祉法に基づく軽費老人ホーム等の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例について
議案第 5 9 号 尼崎市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
議案第 6 0 号 尼崎市指定管理者選定委員会条例の一部を改正する条例について

< その他 >

- 議案第 6 1 号 和解及び法律上市の義務に属する損害賠償の額の決定について
議案第 6 2 号 兵庫県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更に関する協議について
議案第 6 3 号 工事請負契約について（子どもの育ち支援センター新館新築工事）
議案第 6 4 号 工事請負契約について（子どもの育ち支援センター新館新築工事のうち機械設備工事）
議案第 6 5 号 工事請負契約について（第 1 工場跡地整備・運営事業のうち整備工事）

- 議案第66号 訴えの提起について（建物明渡し等請求事件）
- 議案第67号 物件の買入れについて（小型動力ポンプ積載車）
- 議案第68号 物件の買入れについて（高規格救急自動車）
- 議案第69号 物件の買入れについて（尼崎市・伊丹市消防救急デジタル無線設備）

予 算

議案第53号

令和6年度尼崎市一般会計補正予算（第2号）

令和6年度尼崎市の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ136,991千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ232,817,991千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（市債の補正）

第2条 市債の変更は、「第2表市債補正」による。

令和6年6月4日提出

尼崎市長 松 本 眞

第1表 歳入歳出予算補正

(単位 千円)

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
40 国庫支出金		63,037,952	10,000	63,047,952
	10 国庫補助金	13,660,970	10,000	13,670,970
45 県支出金		16,184,147	8,668	16,192,815
	10 県補助金	2,764,010	8,668	2,772,678
60 繰入金		5,468,581	10,000	5,478,581
	10 基金繰入金	5,342,162	10,000	5,352,162
65 繰越金		4,853	40,187	45,040
	05 繰越金	4,853	40,187	45,040
70 諸収入		9,574,464	13,436	9,587,900
	30 雑入	8,839,446	13,436	8,852,882
75 市債		12,357,300	54,700	12,412,000
	05 市債	12,357,300	54,700	12,412,000
歳入合計		232,681,000	136,991	232,817,991

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
10 総務費		21,225,372	23,875	21,249,247
	05 総務管理費	17,743,784	23,875	17,767,659
15 民生費		118,483,664	27,200	118,510,864
	05 社会福祉費	45,087,488	27,200	45,114,688
40 土木費		18,966,717	20,000	18,986,717
	05 土木管理費	5,598,207	20,000	5,618,207
50 教育費		20,935,226	65,916	21,001,142
	05 教育総務費	6,433,823	49,408	6,483,231
	40 保健体育費	4,878,576	16,508	4,895,084
歳出合計		232,681,000	136,991	232,817,991

第2表 市債補正

(単位 千円)

変更

起債の目的	補正前	補正後
生涯学習プラザ等整備事業費	限度額 202,300	限度額 211,600
社会福祉施設整備事業費	限度額 369,600	限度額 376,100
社会体育施設整備事業費	限度額 151,800	限度額 175,600
学校施設整備事業費	限度額 1,811,900	限度額 1,827,000

一 般 会 計

予 算 説 明 書

(補 正 2 号)

議53-6

1 歳入歳出予算事項別明細書

歳 入

40 国庫支出金

(単位 千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
40 款 国庫支出金	63,037,952	10,000	63,047,952			
10 項 国庫補助金	13,660,970	10,000	13,670,970			
50 目 教育費補助金	667,017	10,000	677,017	高等学校等 デジタル人 材育成支援 事業費補助 金	10,000	○ (教育委員会事務局) 補助率 10/10 10,000 尼崎双星高等学校のデジタル人材育成に向 けた事業を行うことに伴う補正

歳 入

45 県支出金

(単位 千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
45 款 県支出金	16,184,147	8,668	16,192,815			
10 項 県補助金	2,764,010	8,668	2,772,678			
50 目 教育費補助金	100,210	8,668	108,878	不登校児童 生徒支援員 配置補助事 業補助金	8,668	○ (教育委員会事務局) 補助率 1 / 2 小・中学校内サポートルーム・エリア等に 学習支援員を配置することに伴う補正 8,668

議53-8

歳入
60 繰入金

(単位 千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
60 款 繰入金	5,468,581	10,000	5,478,581			
10 項 基金繰入金	5,342,162	10,000	5,352,162			
50 目 教育振興基金繰入金	27,760	10,000	37,760	教育振興基 金繰入金	10,000	○ (教育委員会事務局) 尼崎双星高等学校及び琴ノ浦高等学校の備 10,000 品を購入することに伴う補正

歳 入

65 繰越金

(単位 千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
65 款 繰越金	4,853	40,187	45,040			
05 項 繰越金	4,853	40,187	45,040			
05 目 繰越金	4,853	40,187	45,040	繰越金	40,187	○ (資産統括局) 補正財源として繰越金を補正 40,187

議53-10

歳 入

70 諸 収 入

(単位 千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
70 款 諸 収 入	9,574,464	13,436	9,587,900			
30 項 雑 入	8,839,446	13,436	8,852,882			
20 目 雑 入	8,838,363	13,436	8,851,799	その他の雑 入	13,436	○ (総務局) 事故保険金の収入に伴う補正 13,436

歳 入
75 市 債

(単位 千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
75 款 市 債	12,357,300	54,700	12,412,000			
05 項 市 債	12,357,300	54,700	12,412,000			
10 目 総 務 債	1,088,400	9,300	1,097,700	生涯学習プ ラザ等整備 事業債	9,300	○ (総合政策局) 園田西生涯学習プラザ・園田体育館複合施 設の空調設備の改修に係る予算を再計上す ることに伴う補正 9,300
15 目 民 生 債	1,090,400	6,500	1,096,900	社会福祉施 設整備事業 債	6,500	○ (福祉局) 武庫健康ふれあい体育館新設工事の工期延 長に伴う補正 6,500
50 目 教 育 債	1,970,300	38,900	2,009,200	社会体育施 設整備事業 債	23,800	○ (教育委員会事務局) 園田西生涯学習プラザ・園田体育館複合施 設の空調設備の改修に係る予算の再計上及 び武庫健康ふれあい体育館新設工事の工期 延長に伴う補正 23,800

議53-12

歳 入
75 市 債

(単位 千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
				学校施設整備事業債	15,100	○ (教育委員会事務局) 「学びの多様化学校」の設置に向けた設計 を行うことに伴う補正 15,100

歳 出

10 総務費

(単位 千円)

款項目	補正前の額	補 正 額	計	財源内訳	節		説 明
					区 分	金 額	
10 款 総 務 費	21,225,372	23,875	21,249,247	特定財源 9,300 一般財源 14,575			
05 項 総務管理費	17,743,784	23,875	17,767,659	特定財源 9,300 一般財源 14,575			
05 目 一般管理費	7,900,806	13,436	7,914,242	一般財源 13,436	21 補償、補填 及び賠償金	13,436	○ 訴訟賠償等事務経費（総務局） 13,436 市立中学校で発生した事故に係る賠償金を支 払うことに伴う補正
61 目 市民活動推 進費	1,009,197	10,439	1,019,636	市 債 9,300 一般財源 1,139	14 工事請負費	10,439	○ 生涯学習プラザ等整備事業費（総合政策局） 10,439 園田西生涯学習プラザ・園田体育館複合施設 の空調設備の改修に係る予算を再計上するこ とに伴う補正

議53-14

歳 出
15 民生費

(単位 千円)

款項目	補正前の額	補 正 額	計	財源内訳	節		説 明
					区 分	金 額	
15 款 民生費	118,483,664	27,200	118,510,864	特定財源 6,500 一般財源 20,700			
05 項 社会福祉費	45,087,488	27,200	45,114,688	特定財源 6,500 一般財源 20,700			
07 目 障害福祉費	18,220,203	374	18,220,577	一般財源 374	18 負担金、補助及び交付金	374	○ 乗合自動車特別乗車証交付事業費（福祉局） 障害者等に交付している特別乗車証の市助成額を増額することに伴う補正 374
20 目 老人福祉費	1,820,493	21,740	1,842,233	市 債 6,500 一般財源 15,240	10 需用費	35	○ 高齢者バス運賃助成事業費（福祉局） 高齢者に交付している乗車払カード及び定期券の市助成額を増額することに伴う補正 15,233
					12 委託料	2,513	
					14 工事請負費	4,851	○ 健康ふれあい体育館整備事業費 武庫健康ふれあい体育館新設工事の工期を延長することに伴う補正 6,507
					18 負担金、補助及び交付金	14,341	

歳 出
15 民生費

(単位 千円)

款項目	補正前の額	補 正 額	計	財源内訳	節		説 明
					区 分	金 額	
30 目 老人福祉セ ンター費	213,374	5,086	218,460	一般財源 5,086	12 委 託 料	5,086	○ 老人福祉センター指定管理者管理運営事業費 12,027 (福祉局) 老人福祉センター福喜園の指定管理期間を延 長することに伴う補正 ○ その他諸経費 △6,941 老人福祉センター福喜園の供用期間延長に伴 い、閉館後に係る諸経費を減額することに伴 う補正

議53-16

歳 出
40 土木費

(単位 千円)

款項目	補正前の額	補 正 額	計	財源内訳	節		説 明
					区 分	金 額	
40 款 土木費	18,966,717	20,000	18,986,717	特定財源 0 一般財源 20,000			
05 項 土木管理費	5,598,207	20,000	5,618,207	特定財源 0 一般財源 20,000			
05 目 土木総務費	5,582,819	20,000	5,602,819	一般財源 20,000	18 負担金、補助及び交付金	20,000	○ 交通政策推進事業費（都市整備局） 20,000 （仮称）武庫川周辺阪急新駅の設置に係る概略設計の費用の一部を負担することに伴う補正

歳 出
50 教育費

(単位 千円)

款項目	補正前の額	補 正 額	計	財源内訳	節		説 明
					区 分	金 額	
50 款 教育費	20,935,226	65,916	21,001,142	特定財源 67,568 一般財源 △1,652			
05 項 教育総務費	6,433,823	49,408	6,483,231	特定財源 43,768 一般財源 5,640			
15 目 学校指導費	973,734	49,408	1,023,142	国庫支出金 10,000 県支出金 8,668 市 債 15,100 その他 10,000 一般財源 5,640	7 報 償 費	8,698	○ 学びの多様化学校施設整備事業費（教育委員 会事務局） 20,740 不登校対策・支援の一つとして「学びの多様 化学校」の設置に向けた設計を行うことに伴 う補正 ○ 尼崎双星高等学校特色づくり推進事業費 19,550 尼崎双星高等学校のデジタル人材育成に向け た事業の実施及び市内企業からの寄付金を活 用して備品を購入することに伴う補正 ○ 琴ノ浦高等学校特色づくり推進事業費 450 市内企業からの寄付金を活用して備品を購入 することに伴う補正
					8 旅 費	50	
					10 需 用 費	3,020	
					11 役 務 費	640	
					12 委 託 料	20,100	
					14 工事請負費	4,235	
					17 備品購入費	12,665	

議53-18

歳 出
50 教育費

(単位 千円)

款項目	補正前の額	補 正 額	計	財源内訳	節		説 明
					区 分	金 額	
							○ 学習支援事業費 8,668 小・中学校内サポートルーム・エリア等に学習支援員を配置し、不登校児童生徒も含めた一体的な学習支援を行うことに伴う補正

歳 出
50 教育費

(単位 千円)

款項目	補正前の額	補 正 額	計	財源内訳	節		説 明
					区 分	金 額	
40 項 保健体育費	4,878,576	16,508	4,895,084	特定財源 23,800 一般財源 △7,292			
15 目 社会体育費	777,080	16,508	793,588	市 債 23,800 一般財源 △7,292	12 委 託 料	△4,562	○ 地区体育館等指定管理者管理運営事業費（教 育委員会事務局） 武庫地区体育館の指定管理期間を延長するこ とに伴う補正 ○ 健康ふれあい体育館指定管理者管理運営事業 費 武庫健康ふれあい体育館の指定管理開始時期 を延期することに伴う補正 ○ 健康ふれあい体育館施設運営事業費 西武庫公園駐車場の利用時間の延長開始時期 を延期することに伴う補正 ○ 地区体育館整備事業費 園田西生涯学習プラザ・園田体育館複合施設 の空調設備の改修に係る予算を再計上するこ とに伴う補正
					14 工事請負費	21,070	

議53-20

歳 出
50 教育費

(単位 千円)

款項目	補正前の額	補 正 額	計	財源内訳	節		説 明
					区 分	金 額	
							○ 健康ふれあい体育館整備事業費 15,183 武庫健康ふれあい体育館新設工事の工期を延長することに伴う補正

2 市債の令和4年度末における現在高並びに令和5年度末及び令和6年度末における現在高の見込みに関する調書

(単位 千円)

区 分	令和4年度末 現在高	令和5年度末 現在高見込額	令和6年度中増減見込み		令和6年度末 現在高見込額
			令和6年度中 起債見込額	令和6年度中 元金償還見込額	
普通債	105,935,999	96,732,768	13,396,000	14,484,178	95,644,590
土 木	28,938,636	25,824,742	2,796,600	4,255,469	24,365,873
教 育	31,078,888	27,434,095	4,208,700	4,055,231	27,587,564
市 営 住 宅	14,522,665	14,112,901	2,028,500	1,949,875	14,191,526
総 務	9,055,625	8,815,079	1,103,100	1,258,601	8,659,578
民 生	5,530,054	5,133,663	1,467,200	763,151	5,837,712
衛 生	12,717,987	11,765,541	877,100	1,494,034	11,148,607
商 工	23,505	15,987	-	3,287	12,700
消 防	1,974,880	1,953,570	907,500	302,484	2,558,586
企業会計等出資金	2,093,759	1,677,190	7,300	402,046	1,282,444
災害復旧債	295,222	252,038	-	43,188	208,850
土 木	187,147	159,288	-	27,863	131,425
その他公共施設等	108,075	92,750	-	15,325	77,425
そ の 他	87,274,428	80,269,591	1,596,900	8,055,781	73,810,710
減税補てん債	402,449	218,952	-	134,291	84,661
臨時財政対策債	84,715,035	78,194,713	1,300,000	7,323,521	72,171,192
減収補てん債	2,156,944	1,855,926	296,900	597,969	1,554,857
合 計	193,505,649	177,254,397	14,992,900	22,583,147	169,664,150

議案第54号

令和6年度尼崎市地方卸売市場事業費補正予算
(第1号)

令和6年度尼崎市の特別会計地方卸売市場事業費補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(債務負担行為の補正)

第1条 債務負担行為の追加は、「第1表債務負担行為補正」による。

令和6年6月4日提出

尼崎市長 松 本 眞

第1表 債務負担行為補正

(単位 千円)

追 加

事 項	期 間	限 度 額
次 期 地 方 卸 売 市 場 整 備 事 業	令和72年度	30,000,000

特 別 会 計

地方卸売市場事業費予算説明書

(補正1号)

議54-4

1 債務負担行為で令和7年度以降にわたるものについての令和5年度末までの支出額及び令和6年度以降の支出予定額等に関する調書

(単位 千円)

追 加

事 項	限 度 額	令和5年度末までの 支 出 額		令 和 6 年 度 以 降 の 支 出 予 定 額		左 の 財 源 内 訳				摘 要
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一般財源	
						国県支出金	市 債	その他		
次期地方卸売市場整備事業	30,000,000			令和72年度まで	30,000,000			12,662,551	17,337,449	

条 例

議案第 55 号

尼崎市市税条例の一部を改正する条例について

尼崎市市税条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 6 年 6 月 4 日提出

尼崎市長 松 本 眞

尼崎市市税条例の一部を改正する条例

尼崎市市税条例（昭和 25 年尼崎市条例第 61 号）の一部を次のように改正する。

第 25 条第 2 項第 2 号イ中「第 64 条第 4 項」を「第 152 条第 5 項」に改める。

第 49 条中「令和 6 年 3 月 31 日」を「令和 8 年 3 月 31 日」に改める。

第 50 条中「令和 4 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日」を「令和 6 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日」に、「主要構造部」を「建築基準法第 2 条第 9 号の 2 イに規定する特定主要構造部」に、「建築基準法第 2 条第 9 号の 3 イ」を「同条第 9 号の 3 イ」に改める。

附則第 10 項中第 15 号を削り、第 14 号を第 15 号とし、同項第 13 号中「附則第 15 条第 25 項第 3 号」を「附則第 15 条第 25 項第 4 号」に改め、同号を同項第 14 号とし、同項第 12 号中「附則第 15 条第 25 項第 2 号」を「附則第 15 条第 25 項第 3 号」に改め、同号を同項第 13 号とし、同項第 11 号の次に次の 1 号を加える。

(12) 法附則第 15 条第 25 項第 2 号 7 分の 6

附則第 10 項第 16 号中「附則第 15 条第 33 項」を「附則第 15 条第 32 項」に改め、同項第 17 号中「附則第 15 条第 38 項」を「附則第 15 条第 37 項」に改め、同項中第 21 号を第 22 号とし、第 20 号を第 21 号とし、同項第 19 号中「附則第 15 条第 43 項」を「附則第 15 条第 42 項」に改め、同号を同項第 20 号とし、同項第 18 号中「附則第 15 条第 42 項」を「附則第 15 条第 41 項」に改め、同号を同項第 19 号とし、同項第 17 号の次に次の 1 号を加える。

(18) 法附則第 15 条第 38 項 2 分の 1

附則第53項中「附則第4条の4第3項」を「附則第4条の5第3項」に改め、附則第54項の前の見出し中「申告」を「申告等」に改め、同項中「平成20年法律第87号」の次に「。以下「長期優良住宅法」という。」を、「もの」の次に「（以下この項から附則第55項の2までにおいて「対象住宅」という。）」を加え、「、当該認定長期優良住宅」を「、その対象住宅に係る申告期間（家屋）」に、「当該認定長期優良住宅に」を「その新築された家屋に」に改め、「の間」の次に「をいう。次項から附則第55項の3までにおいて同じ。）」を加え、附則第55項を次のように改める。

55 対象住宅について法附則第15条の7第1項又は第2項の規定の適用を受けようとする者は、前項の規定による提出をすることができなかった場合は、同項の規定にかかわらず、その対象住宅に係る申告期間の経過後に、同項各号に掲げる事項及び同項の規定による提出をすることができなかった理由を記載した申告書に同項に規定する書類を添えて市長に提出することができる。

附則第55項の次に次の2項を加える。

55の2 対象住宅のうち区分所有に係るもの（以下この項及び次項において「対象区分所有住宅」という。）の管理者等（長期優良住宅法第5条第4項に規定する管理者等をいう。次項において同じ。）は、その対象区分所有住宅について法附則第15条の7第1項又は第2項の規定の適用を受けようとする者がある場合は、当該対象区分所有住宅に係る申告期間内に、同条第4項に規定する書類で当該対象区分所有住宅に係るものを市長に提出することができる。

55の3 対象区分所有住宅の管理者等は、その対象区分所有住宅について法附則第15条の7第1項又は第2項の規定の適用を受けようとする者がある場合において、前項の規定による提出をすることができなかったときは、同項の規定にかかわらず、当該対象区分所有住宅に係る申告期間の経過後に、同条第4項に規定する書類で当該対象区分所有住宅に係るものに前項の規定による提出をすることができなかった理由を記載した書類を添えて市長に提出することができる。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第25条第2項第2号イの改正規定は、令和7年4月1日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

2 令和4年4月1日から令和6年3月31日までの間に新築されたこの条例による改正前の尼崎市市税条例（以下「改正前の条例」という。）第50条に規定する住宅に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

3 地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号。以下「地方税法等改正法」という。）附則第20条第5項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における地方税法等改正法第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第15条第25項第1号の条例で定める割合は、なお従前の例による。

4 改正前の条例附則第10項第15号の規定は、地方税法等改正法附則第20条第6項の規定によりなお従前の例によることとされた同項に規定する固定資産に対して課する固定資産税については、なおその効力を有する。この場合において、同号中「法」とあるのは、「地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）第1条の規定による改正前の法」と読み替えるものとする。

(都市計画税に関する経過措置)

5 改正前の条例附則第10項第15号の規定は、地方税法等改正法附則第29条第3項の規定によりなお従前の例によることとされた同項に規定する固定資産に対して課する都市計画税については、なおその効力を有する。この場合において、同号中「法」とあるのは、「地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）第1条の規定による改正前の法」と読み替えるものとする。

(説 明)

地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）の制定に伴い、条例改正が必要であることから、本案を提出する。

議案第56号

尼崎市高齢者乗合自動車運賃助成条例の一部を改正する条例
について

尼崎市高齢者乗合自動車運賃助成条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和6年6月4日提出

尼崎市長 松 本 眞

尼崎市高齢者乗合自動車運賃助成条例の一部を改正する条例

尼崎市高齢者乗合自動車運賃助成条例（平成27年尼崎市条例第46号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第1号ア中「36,830円」を「40,200円」に改め、同号イ中「33,450円」を「35,730円」に改め、同号ウ中「25,000円」を「26,800円」に改め、同項第2号中「110円」を「120円」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、規則で定める日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の尼崎市高齢者乗合自動車運賃助成条例第4条第1項第1号の規定は、この条例の施行の日以後の助成対象定期乗車券（尼崎市高齢者乗合自動車運賃助成条例第3条第1号に規定する助成対象定期乗車券をいう。以下同じ。）の購入に係る運賃助成（同条例第2条に規定する運賃助成をいう。以下同じ。）について適用し、同日前の助成対象定期乗車券の購入に係る運賃助成については、なお従前の例による。

（委任）

3 前項に規定するもののほか、この条例の施行について必要な経過措置は、市長が定める。

(説 明)

阪神バス株式会社等が運行する乗合バスの運賃改定にあたって、高齢者の負担軽減を図るため、条例改正が必要であることから、本案を提出する。

議案第 57 号

尼崎市児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営の基準等を定める条例の一部を改正する条例について

尼崎市児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営の基準等を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 6 年 6 月 4 日提出

尼崎市長 松 本 眞

尼崎市児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営の基準等を定める条例の一部を改正する条例

尼崎市児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営の基準等を定める条例（平成 24 年尼崎市条例第 55 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項中「指定障害児事業者等」を「指定障害児通所支援事業者」に、「指定通所支援事業者等」を「指定障害児通所支援事業者等」に改め、同条第 3 項中「指定障害児事業者等」を「指定障害児通所支援事業者」に、「当該」を「その基準該当通所支援の」に、「暴力団員及び」を「暴力団員又は」に改め、同条第 4 項中「暴力団及び」を「暴力団又は」に改め、同条第 5 項中「指定通所支援事業者等（省令第 56 条第 1 項に規定する指定医療型児童発達支援事業者、）」を「指定障害児通所支援事業者等（」に改め、「及び省令第 73 条第 1 項に規定する指定保育所等訪問支援事業者」を削り、同条第 6 項及び第 7 項中「指定通所支援事業者等」を「指定障害児通所支援事業者等」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（説 明）

児童福祉法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 66 号）の施行等に伴い、条例改正が必要であることから、本案を提出する。

議案第58号

尼崎市社会福祉法に基づく軽費老人ホーム等の設備及び運営
の基準を定める条例の一部を改正する条例について

尼崎市社会福祉法に基づく軽費老人ホーム等の設備及び運営の基準を
定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和6年6月4日提出

尼崎市長 松 本 眞

尼崎市社会福祉法に基づく軽費老人ホーム等の設備及び運営
の基準を定める条例の一部を改正する条例

尼崎市社会福祉法に基づく軽費老人ホーム等の設備及び運営の基準を
定める条例（平成24年尼崎市条例第53号）の一部を次のように改正
する。

第1条中「婦人保護施設（売春防止法（昭和31年法律第118号）
第36条）」を「女性自立支援施設（困難な問題を抱える女性への支援に
関する法律（令和4年法律第52号）第12条第1項）」に、「婦人保護
施設を」を「女性自立支援施設を」に改める。

第3条の見出し中「婦人保護施設」を「女性自立支援施設」に改め、
同条第1項中「定める婦人保護施設」を「定める女性自立支援施設」に、
「第7項」を「第5項」に、「婦人保護施設の設備及び運営に関する基
準（平成14年厚生労働省令第49号。以下「省令」という。）」を「女
性自立支援施設の設備及び運営に関する基準（令和5年厚生労働省令第
36号）」に改め、同条第2項中「婦人保護施設の設置者は、当該婦人保
護施設」を「女性自立支援施設の設置者は、その女性自立支援施設」に
改め、同条第3項及び第4項を削り、同条第5項中「婦人保護施設の設
置者」を「女性自立支援施設の設置者」に改め、同項第2号中「事実が
当該婦人保護施設」を「事実がその女性自立支援施設」に、「婦人保護
施設の職員」を「女性自立支援施設の職員」に改め、同項第3号中「当
該婦人保護施設」を「その女性自立支援施設」に改め、同項を同条第3
項とし、同条第6項中「婦人保護施設の設置者は、」を「女性自立支援
施設の設置者は、その女性自立支援施設の」に、「処遇」を「支援」に

改め、同項第1号中「当該事故の発生」を「その発生した事故」に改め、同項第2号中「当該」を「その発生した」に、「その」を「当該事故の」に改め、同項第3号中「当該事故が婦人保護施設の」を「その発生した事故が当該」に改め、同項を同条第4項とし、同条第7項中「婦人保護施設」を「女性自立支援施設」に、「処遇」を「支援」に改め、同項を同条第5項とする。

第4条第2項中「前条第5項」を「前条第3項」に改め、「（令和元年厚生労働省令第34号）」を削る。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（説 明）

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和4年法律第52号）の施行等に伴い、条例改正が必要であることから、本案を提出する。

議案第59号

尼崎市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

尼崎市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和6年6月4日提出

尼崎市長 松 本 眞

尼崎市国民健康保険条例の一部を改正する条例

尼崎市国民健康保険条例（昭和34年尼崎市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第1条の3中「本市」を「被保険者（市）」に改め、「被保険者」の次に「をいう。以下同じ。）」を加える。

第9条中「附則第22条」を「附則第7条」に改め、「被保険者である世帯主及び」を削る。

第10条の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条中「一般被保険者（退職被保険者等（法附則第7条第1項に規定する退職被保険者等をいう。以下同じ。）以外の被保険者をいう。以下同じ。）に係る」を削り、同条第1号ア及びイ中「一般被保険者に係る」を削り、同号ウ中「附則第22条」を「附則第7条」に改め、「兵庫県が行う国民健康保険（以下「県国保」という。）の一般被保険者に係るものに限り、」を削り、同号キ中「次に掲げる」を「国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（県特別会計において負担する後期高齢者支援金等、病床転換支援金等及び介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。以下「納付金納付費用」という。）の」に改め、同号キ(ア)から(ウ)までを削り、同条第2号イ中「附則第22条」を「附則第7条」に改め、同号ウ中「（退職被保険者等の療養給付等費用（法第70条第1項に規定する療養の給付等に要する費用をいう。以下同じ。）に係るものを除く。）」を削り、同号エを次のように改める。

エ その他市特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。）のための収入の額

第11条の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条中「のうち

一般被保険者に係る基礎賦課額は、一般被保険者」を「は、世帯主の世帯に属する被保険者」に改め、同条後段を削る。

第12条の見出し中「一般被保険者に係る」及び「の算定」を削り、同条第1項中「一般被保険者」を「被保険者」に、「算定する」を「得た額とする」に改める。

第13条の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条第1項中「一般被保険者に係る基礎賦課額」を「基礎賦課額」に改め、同項第1号中「一般被保険者に係る」を削り、「額を」の次に「被保険者に係る」を加え、同項第2号中「一般被保険者に係る」を削り、「第16条に規定する」を「保険料の」に、「一般被保険者の」を「被保険者の」に改め、同項第3号ア中「一般被保険者に係る」を削り、「第16条に規定する」を「保険料の」に、「一般被保険者の」を「被保険者の」に、「特定一般被保険者所属世帯」を「特定被保険者所属世帯」に改める。

第14条から第15条の2の2までを削る。

第15条の3中「又は第14条」及び「（一般被保険者と退職被保険者等とが同一の世帯に属する場合には、第11条の基礎賦課額及び第14条の基礎賦課額の合計額。第18条第1項及び第2項、第19条の2第1項、第19条の2の2第1項第1号並びに第19条の2の3第1項第1号において同じ。）」を削り、同条を第14条とする。

第15条の3の2の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条中「うち一般被保険者に係る」を「うち」に改め、同条第1号中「であって、県国保の一般被保険者に係るもの」を削り、同条第2号ア中「附則第22条」を「附則第7条」に改め、同号イを次のように改める。

イ その他市特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。）
のための収入の額

第15条の3の2を第15条とする。

第15条の3の3の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条中「のうち一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額は、一般被保険者」を「は、世帯主の世帯に属する被保険者」に改め、同条後段を削り、

同条を第15条の2とする。

第15条の3の4の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条中「一般被保険者に係る」を「被保険者に係る保険料の」に改め、同条を第15条の2の2とする。

第15条の3の5の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条第1項中「一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額」を「後期高齢者支援金等賦課額」に改め、同項第1号中「一般被保険者に係る」を削り、「額を」の次に「被保険者に係る」を加え、同項第2号及び第3号ア中「一般被保険者に係る」を削り、「第16条に規定する」を「保険料の」に、「一般被保険者の」を「被保険者の」に改め、同条を第15条の2の3とする。

第15条の3の6から第15条の3の9までを削る。

第15条の3の10中「第15条の3の3又は第15条の3の6」を「第15条の2」に改め、「（一般被保険者と退職被保険者等とが同一の世帯に属する場合には、第15条の3の3の後期高齢者支援金等賦課額及び第15条の3の6の後期高齢者支援金等賦課額の合計額。第18条第1項及び第2項、第19条の2第3項において読み替えて準用する同条第1項、第19条の2の2第3項において読み替えて準用する同条第1項第1号並びに第19条の2の3第2項において読み替えて準用する同条第1項第1号において同じ。）」を削り、同条を第15条の3とする。

第15条の4第2号ア中「附則第22条」を「附則第7条」に改め、同号イを次のように改める。

イ その他市特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。）
のための収入の額

第15条の6中「賦課期日」を「保険料の賦課期日」に改める。

第15条の7第1項第2号及び第3号中「第16条に規定する」を「保険料の」に改める。

第18条第1項及び第2項中「若しくは第14条」を削り、「第15

条の3の3若しくは第15条の3の6」を「第15条の2」に改める。

第19条の2第1項中「又は第14条」を削り、同条第3項中「又は第14条」を削り、「第15条の3の3又は第15条の3の6」を「第15条の2」に改め、同条第4項中「又は第14条」を削る。

第19条の2の2第1項第1号中「又は第14条」を削り、同条第3項中「又は第14条」を削り、「第15条の3の3又は第15条の3の6」を「第15条の2」に改める。

第19条の2の3第1項第1号中「又は第14条」を削り、同条第2項中「又は第14条」を削り、「第15条の3の3又は第15条の3の6」を「第15条の2」に改め、同条第3項中「又は第14条」を削る。

第19条の4中「まで（」の次に「保険料の」を加え、「は、当該」を「にあつては、その」に改める。

第23条中「第9項」を「第5項」に、「若しくは」を「又は」に改め、「、又は同条第3項若しくは第4項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じないとき」を削る。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第23条の改正規定は、令和6年12月2日から施行する。

(説 明)

全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和5年法律第31号）の施行等に伴い、条例改正が必要であることから、本案を提出する。

議案第60号

尼崎市指定管理者選定委員会条例の一部を改正する条例について

尼崎市指定管理者選定委員会条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和6年6月4日提出

尼崎市長 松 本 眞

尼崎市指定管理者選定委員会条例の一部を改正する条例

尼崎市指定管理者選定委員会条例（平成25年尼崎市条例第56号）の一部を次のように改正する。

別表第1第23項中「及び尼崎市立武庫之荘駅第1自転車駐車場」を「、尼崎市立武庫之荘駅第1自転車駐車場及び尼崎市立出屋敷駅北自転車駐車場」に改め、同表中第25項を削り、第26項を第25項とし、第27項から第29項までを1項ずつ繰り上げ、同表備考中「、第20項から第24項まで、」を「及び第20項から」に、「及び第27項」を「まで」に改める。

別表第2第13項中「、JR尼崎駅等自転車駐車場及び出屋敷駅自転車駐車場」を「及びJR尼崎駅等自転車駐車場」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（説 明）

市立自転車駐車場の指定管理者の指定を受けるべき者の選定にあたり、一の指定管理者が管理する対象施設の範囲を変更するため、条例改正が必要であることから、本案を提出する。

その他

議案第61号

和解及び法律上市の義務に属する損害賠償の額の決定について

次の事件について、次のとおり和解に応じ、法律上市の義務に属する損害賠償の額を決定するため、議決を求める。

令和6年6月4日提出

尼崎市長 松 本 眞

1 相手方 被害者

[Redacted]
[Redacted]

上記法定代理人親権者

[Redacted]
[Redacted]
[Redacted]

2 事件の概要

令和3年 [Redacted]、尼崎市立 [Redacted] 中学校のグラウンドにおいて同中学校の [Redacted] 部の [Redacted] の活動として [Redacted] [Redacted] 練習が行われていたところ、同部の部員であった被害者 [Redacted] が、 [Redacted] [Redacted] [Redacted]、 [Redacted] 骨折の傷害を負い、その傷害を負った [Redacted] に後遺障害が残ったとして、市に対し、相当額の損害賠償を求めているもの

3 損害賠償の額 13,435,907円

4 和解条項の内容

(1) 市は、相手方に対し、損害賠償金（治療費、入通院交通費、付添

看護費、入院雑費、通塾交通費及び傷害慰謝料並びに逸失利益及び後遺障害慰謝料)として、金13,435,907円を支払うものとする。

- (2) 相手方は、市に対し、本件事故に関して、前号に定めるものを除くほか、名義のいかんを問わず一切請求しない。
- (3) 相手方は、本件事故に関し、その余の請求権を放棄する。

(説明)

地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により、本案を提出する。

議案第 6 2 号

兵庫県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更に関する協議
について

兵庫県後期高齢者医療広域連合規約の一部を次のとおり変更すること
について、関係地方公共団体で協議を行うため、議決を求める。

令和 6 年 6 月 4 日提出

尼崎市長 松 本 眞

兵庫県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約

兵庫県後期高齢者医療広域連合規約（平成 1 9 年兵庫県指令市振第 2
2 9 7 号）の一部を次のように変更する。

第 4 条中「に規定する後期高齢者医療制度の事務のうち、次に掲げる」
を「及び高齢者医療確保法に基づく命令に基づき後期高齢者医療広域連
合が行うものとされた後期高齢者医療の事務及びそれに付随する」に改
め、同条ただし書き及び各号を削る。

第 1 7 条第 2 項中「別表第 2」を「別表」に改める。

別表第 1 を削り、別表第 2 を別表とする。

付 則

この規約は、令和 6 年 1 2 月 2 日から施行する。

（説 明）

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関す
る法律等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 4 8 号）の制定に伴
い、兵庫県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更することについ
て、関係地方公共団体で協議を行う必要があることから、地方自治法
第 2 9 1 条の 1 1 の規定により、本案を提出する。

議案第63号

工事請負契約について

子どもの育ち支援センター新館新築工事請負契約を次のとおり締結するため、議決を求める。

令和6年6月4日提出

尼崎市長 松 本 真

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 契約の目的 | 子どもの育ち支援センター新館新築工事請負のため |
| 2 | 契約の内容 | 工事場所 尼崎市若王寺2丁目166番地の1の一部
工事概要 新築工事 |
| 3 | 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 4 | 契約の金額 | 1,053,800,000円 |
| 5 | 契約の相手方 | 柄谷・昌平共同企業体
代表者
尼崎市玄番南之町4番地
株式会社柄谷工務店
取締役社長 柄 谷 順一郎 |

(説明)

子どもの育ち支援センター新館新築工事を施行するため、尼崎市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分を定める条例第2条の規定により、本案を提出する。

(参 考)

工事概要

種 別	内 容
建 築	新館新築工事 鉄筋コンクリート造 3階建て 1棟 延べ面積 2,999.61平方メートル 外構工事

議案第64号

工事請負契約について

子どもの育ち支援センター新館新築工事のうち機械設備工事請負契約を次のとおり締結するため、議決を求める。

令和6年6月4日提出

尼崎市長 松 本 真

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 契約の目的 | 子どもの育ち支援センター新館新築工事のうち機械設備工事請負のため |
| 2 | 契約の内容 | 工事場所 尼崎市若王寺2丁目166番地の1の一部
工事概要 機械設備工事 |
| 3 | 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 4 | 契約の金額 | 188,100,000円 |
| 5 | 契約の相手方 | 尼崎市南初島町10番地149
株式会社阪神設備工業所
代表取締役 岡 本 史 明 |

(説明)

子どもの育ち支援センター新館新築工事のうち機械設備工事を施行するため、尼崎市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分を定める条例第2条の規定により、本案を提出する。

議案第65号

工事請負契約について

第1工場跡地整備・運営事業のうち整備工事請負契約を次のとおり締結するため、議決を求める。

令和6年6月4日提出

尼崎市長 松 本 眞

- | | | |
|---|--------|---|
| 1 | 契約の目的 | 第1工場跡地整備・運営事業のうち整備工事請負のため |
| 2 | 契約の内容 | 工事場所 尼崎市大高洲町8番地
工事概要 クリーンセンター第1工場等の解体及び新ごみ処理施設等の建設 |
| 3 | 契約の方法 | 一般競争入札（総合評価） |
| 4 | 契約の金額 | 48,615,600,000円 |
| 5 | 契約の相手方 | タクマ・極東・クボタ環境・鴻池・柄谷特定建設工事共同企業体
代表者
尼崎市金楽寺町2丁目2番33号
株式会社タクマ
代表取締役社長 南 條 博 昭 |

（説 明）

第1工場跡地整備・運営事業のうち整備工事を施行するため、尼崎市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分を定める条例第2条の規定により、本案を提出する。

(説 明)

地方自治法第96条第1項第12号の規定により、本案を提出する。

議案第67号

物件の買入れについて

物件を次のとおり買入れるため、議決を求める。

令和6年6月4日提出

尼崎市長 松 本 眞

- | | | |
|---|---------|---|
| 1 | 買入れの目的 | 消防力を強化し、水火災等の災害に迅速かつ的確に対応するため |
| 2 | 買入れの物件 | 小型動力ポンプ積載車 3台 |
| 3 | 買入れの方法 | 指名競争入札 |
| 4 | 買入れの金額 | 59,895,000円 |
| 5 | 買入れの相手方 | 大阪市住吉区万代東1丁目5番22号
小川ポンプ工業株式会社
代表取締役 小 河 元 |

(説明)

小型動力ポンプ積載車を買入れるため、尼崎市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分を定める条例第3条の規定により、本案を提出する。

議案第68号

物件の買入れについて

物件を次のとおり買入れるため、議決を求める。

令和6年6月4日提出

尼崎市長 松 本 眞

- | | | |
|---|---------|---|
| 1 | 買入れの目的 | 消防力を強化し、災害等による傷病者の搬送を迅速かつ的確に行うため |
| 2 | 買入れの物件 | 高規格救急自動車 2台 |
| 3 | 買入れの方法 | 指名競争入札 |
| 4 | 買入れの金額 | 63,800,000円 |
| 5 | 買入れの相手方 | 神戸市須磨区大池町3丁目1番1号
兵庫トヨタ自動車株式会社 特販営業所
所長 白根浩司 |

(説明)

高規格救急自動車を買入れるため、尼崎市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分を定める条例第3条の規定により、本案を提出する。

議案第69号

物件の買入れについて

物件を次のとおり買入れするため、議決を求める。

令和6年6月4日提出

尼崎市長 松 本 眞

- | | | |
|---|---------|---|
| 1 | 買入れの目的 | 更新時期を迎える消防救急デジタル無線を伊丹市と共同で更新整備し、両市消防活動体制の充実に図るため |
| 2 | 買入れの物件 | 尼崎市・伊丹市消防救急デジタル無線設備 |
| 3 | 買入れの方法 | 指名競争入札 |
| 4 | 買入れの金額 | 661,100,000円 |
| 5 | 買入れの相手方 | 神戸市中央区浜辺通4丁目1番1号
株式会社きんでん 神戸支店
執行役員支店長 垣内康男 |

(説明)

尼崎市・伊丹市消防救急デジタル無線設備を買い入れるため、尼崎市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分を定める条例第3条の規定により、本案を提出する。